

令和元年9月10日提出

# 令和元年9月市議会定例会議案

白 河 市



## 白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第6項中「当該各項に規定する」を「これらの規定に規定する」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の例による」を「それぞれ第2項又は第3項の例による」に改める。

(白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第2条 白河市職員の退職手当支給に関する条例(平成17年白河市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(白河市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 白河市職員等の旅費に関する条例(平成17年白河市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第5項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務について、必要な事項を定めることにより、市の債権を適正かつ効率的に管理することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項その他法律の規定に基づき、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外のものをいう。
- (7) 法令等 法律及び法律に基づく命令（以下「法令」という。）並びに条例及び規則をいう。

### (法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務については、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長等の責務)

第4条 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置く管理者（同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）（以下「市長等」という。）は、法令等に基づき、適正かつ効率的に市の債権を管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正かつ効率的に管理するため、台帳を整備するものとする。

### (督促)

第6条 市長等は、公債権及び私債権（以下「公債権等」という。）について、その履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合における督促は、督促状を発してしなければならない。

### (延滞金)

第7条 市長等は、公債権について督促状を発した場合においては、当該公債権の履行期

限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

- 2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項の規定に定める延滞金の額の計算につき、この規定に定める年当たりの割合は、じゅん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（滞納処分等）

第8条 市長等は、強制徴収公債権について、第6条の規定による督促をした後指定された期限までに履行されないときは、法令等の定めるところにより滞納処分をしなければならない。

- 2 市長等は、強制徴収公債権について、法令の定めるところにより徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

（強制執行等）

第9条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する非強制徴収公債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第10条 市長等は、公債権等について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、当該履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第11条 市長等は、公債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令等の定めるところにより市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらな

なければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、公債権等を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第12条 市長等は、非強制徴収公債権等でその履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第13条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履

行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第15条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収公債権等及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経てもなお履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が非強制徴収公債権等（保証人の保証がある場合を除く。）について、その責任を免れたとき。
- (3) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (6) 第9条の規定による強制執行等の手続又は第11条の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間が経過しても履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 私債権について、消滅時効が完成したとき。

（債務者に関する情報の利用）

第16条 市長等は、第6条の規定による督促をしてもなお履行されない場合は、当該市の債権の管理に必要な範囲内において、当該債務者に関する情報を同一の実施機関（白河市個人情報保護条例（平成17年白河市条例第20号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に關す

る事務以外の事務に利用してはならない。

- 3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(白河市税外諸収入金に係る延滞金徴収条例の廃止)

- 4 白河市税外諸収入金に係る延滞金徴収条例（平成17年白河市条例第76号）は、廃止する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する 条例

(白河市表郷クリニック条例の一部改正)

第1条 白河市表郷クリニック条例(平成17年白河市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「3,080円」を「3,140円」に改め、同項第2号及び第3号中「5,140円」を「5,230円」に改め、同項第4号中「3,080円」を「3,140円」に改める。

(白河市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 白河市工業用水道事業給水条例(平成17年白河市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「64.80円」を「66円」に改め、同項第2号中「129.60円」を「132円」に改める。

第30条第1項の表40ミリメートル以下の項中「2,808円」を「2,860円」に改め、50ミリメートルの項中「4,644円」を「4,730円」に改め、75ミリメートルの項中「5,184円」を「5,280円」に改め、100ミリメートルの項中「6,048円」を「6,160円」に改め、150ミリメートルの項中「9,396円」を「9,570円」に改める。

(白河市コミュニティプラント条例の一部改正)

第3条 白河市コミュニティプラント条例(平成17年白河市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第4条の表左欄中「1,242円」を「1,265円」に改め、同表右欄中「154.44円」を「157.30円」に、「163.08円」を「166.10円」に、「171.72円」を「174.90円」に、「184.68円」を「188.10円」に、「201.96円」を「205.70円」に、「222.48円」を「226.60円」に、「243円」を「247.50円」に改める。

(白河市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 白河市農業集落排水施設条例(平成17年白河市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表第2一般汚水の項中「1,242円」を「1,265円」に、「154.44円」を「157.30円」に、「163.08円」を「166.10円」に、「171.72円」を「174.90円」に、「184.68円」を「188.10円」に、「201.96円」を「205.70円」に、「222.48円」を「226.60円」に、「243円」を「247.50円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「1,242円」を「1,265円」に、「54円」を「55円」に改める。

(白河市浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第5条 白河市浄化槽の整備に関する条例（平成17年白河市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般汚水の項中「1, 242円」を「1, 265円」に、「154.44円」を「157.30円」に、「163.08円」を「166.10円」に、「171.72円」を「174.90円」に、「184.68円」を「188.10円」に、「201.96円」を「205.70円」に、「222.48円」を「226.60円」に、「243円」を「247.50円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「1, 242円」を「1, 265円」に、「54円」を「55円」に改める。

（白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例の一部改正）

第6条 白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例（平成20年白河市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表左欄中「1, 242円」を「1, 265円」に改め、同表右欄中「154.44円」を「157.30円」に、「163.08円」を「166.10円」に、「171.72円」を「174.90円」に、「184.68円」を「188.10円」に、「201.96円」を「205.70円」に、「222.48円」を「226.60円」に、「243円」を「247.50円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（白河市表郷クリニック条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の白河市表郷クリニック条例第6条第3項各号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る診断書その他の文書の交付手数料又は利用料金について適用し、同日前の申請に係る診断書その他の文書の交付手数料又は利用料金については、なお従前の例による。

（白河市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の白河市工業用水道事業給水条例第25条第2項各号及び第30条第1項の表の規定は、施行日以後の工業用水道の使用に係る料金及びメーター使用料について適用し、施行日前から継続して工業用水道を使用している者に係る料金及びメーター使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて料金及びメーター使用料の額が確定するものに係る同条例第25条第2項及び第30条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

（白河市コミュニティプラント条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の白河市コミュニティプラント条例第4条の表の規定は、施行日以後のコミュニティプラントの使用に係る使用料について適用し、施行日前から継続してコミュニティプラントを使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて

計算した金額に係る部分に限る。)に係る第同条例4条の規定の適用については、なお従前の例による。

(白河市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の白河市農業集落排水施設条例別表第2の規定は、施行日以後の排水施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前から継続して排水施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)に係る同条例別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

(白河市浄化槽の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の白河市浄化槽の整備に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の浄化槽の使用に係る使用料について適用し、施行日前から継続して浄化槽を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)に係る同条例別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

(白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例別表の規定は、施行日以後の浄化槽の使用に係る使用料について適用し、施行日前から継続して浄化槽を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)に係る同条例別表の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 第4項から第7項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年白河市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第19号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第18号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第17号を第22号とし、第14号から第16号までを5号ずつ繰り下げ、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担その他」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に規定する額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、法第6条第1項に規定する子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ

(ア) 又は (イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 法第 6 条第 1 項に規定する子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 法第 6 条第 1 項に規定する子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 4 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 14 条第 1 項中「法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。」に改め、「この項において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条 (見出しを含む。)、第 25 条並びに第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」及び「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「第6項」を「第4項」に改める。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担その他」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条第1項の」を「第42条第1項に規定する」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「以下この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として

適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、第19条中「施設型給付費若しくは特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施

設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に、「第39条第2項及び第40条第2項を除く」を「第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に」とあるのは「同項第3号に」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前

3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に規定する額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

（白河市教育・保育に関する保育料及び利用者負担額を定める条例の一部改正）

第2条 白河市教育・保育に関する保育料及び利用者負担額を定める条例（平成27年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条及び附則第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）

第3条 白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白河市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の2の項中「教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市印鑑条例の一部を改正する条例

白河市印鑑条例（平成17年白河市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合」にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第13条第1項第1号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合」にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第16条第2項第5号中「氏名又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市森林整備基金条例

(設置)

第1条 白河市内の森林に係る間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、白河市森林整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める目的のため必要があると認めるときは、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第101号

## 白河市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白河市消防団の設置等に関する条例（平成17年白河市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条第2項第1号中「前項第3号」を「第5条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第102号

## 白河市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

白河市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年白河市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第7条の2」を「第8条」に改める。

第8条を削り、第7条の2を第8条とする。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第22条中「第7条の2」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(白河市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 白河市水道事業給水条例(平成17年白河市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第33条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき10,000円

別表第1メーターの口径の項中「529.20円」を「539円」に、「1,425.60円」を「1,452円」に、「2,322.00円」を「2,365円」に、「3,650.40円」を「3,718円」に、「7,117.20円」を「7,249円」に、「10,540.80円」を「10,736円」に、「26,395.20円」を「26,884円」に、「45,846.00円」を「46,695円」に、「67,500.00円」を「68,750円」に、「66.96円」を「68.20円」に、「110.16円」を「112.20円」に、「208.44円」を「212.30円」に改め、同表臨時用の項中「356.40円」を「363円」に改め、同表消火栓目的外使用の場合の項中「2,462.40円」を「2,508円」に改め、同表公衆浴場に水道を使用する場合の項中「36.72円」を「37.40円」に、「55.08円」を「56.10円」に改める。

別表第2の13ミリメートルの項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「118,800円」を「121,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「248,400円」を「253,000円」に改め、同表30ミリメートルの項中「378,000円」を「385,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「756,000円」を「770,000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「1,296,000円」を「1,320,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「3,456,000円」を「3,520,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「5,616,000円」を「5,720,000円」に改める。

(白河市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白河市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成29年白河市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年9月」を「令和2年9月」に改め、同項の表平成30年10月使用分から平成31年9月使用分までの項中「平成31年9月」を「令和元年9月」に改め、同表平成31年10月使用分から平成32年9月使用分までの項中「平成31年10月」を「令和元年10月」に、「平成32年9月」を「令和2年9月」に、「改正後料金から間差額」を「白河市水道事業給水条例等の一部を改正する条例(令和元年白河市条例第 号)による改正後の白河市水道事業給水条例別表第1の規定による料金(以

下「新条例の改正後料金」という。) から新条例の改正後料金とこの条例による改正前の白河市水道事業給水条例別表第1の2の表の規定による料金との差額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(料金に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白河市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の水道の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて料金の額が確定するもの(施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)に係る同条例別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(加入金に係る経過措置)

4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市下水道条例の一部を改正する条例

白河市下水道条例（平成17年白河市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ア及び同項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

別表第1一般汚水の項中「1, 242円」を「1, 265円」に、「154.44円」を「157.30円」に、「163.08円」を「166.10円」に、「171.72円」を「174.90円」に、「184.68円」を「188.10円」に、「201.96円」を「205.70円」に、「222.48円」を「226.60円」に、「243円」を「247.50円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「1, 242円」を「1, 265円」に、「54円」を「55円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条第2項第2号ア及び同項第4号アの改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年10月1日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、適用日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第105号

白河市公営企業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、次に掲げる平成30年度白河市公営企業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、平成30年度白河市公営企業会計の剰余金の処分について議会の議決を求める。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 平成30年度白河市水道事業会計
- 2 平成30年度白河市工業用水道事業会計

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第9号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第3号 損害賠償について

令和元年9月10日提出

白河市長 鈴木和夫



